名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託 プロポーザル実施要領

1. 趣旨

名古屋都市センターは、「都市計画のまち」を世界に冠せしめた復興土地区画整理事業の収束を記念し、先人達の偉業をたたえその成果を後世に継承するとともに、21世紀の新しい名古屋のまちづくりに寄与する拠点として、平成3年に設立されました。以来約30年にわたり、豊かな魅力ある名古屋のまちづくりに貢献できるよう、先見性のある総合的な調査研究を始め、まちづくりに不可欠な情報の収集提供やまちづくりを担う人材の育成交流など様々な事業活動を行っています。

このような事業活動を行う場として、「まちづくり広場」がありますが、平成 20 年度のリニューアル以降、まちづくりに関わる人や求められる事項は多様性を増し、さらなる交流を生み、育む新たな場が求められています。

本業務は、名古屋都市センターまちづくり広場において令和3年度に実施予定の特定 天井工事に併せた改修整備にあたり、「まちづくり広場」が、まちづくりに関わる多様な 人が集い、新たな交流が生まれ、育まれる活力ある場(サードプレイス)となるよう、 快適かつ機能的な一体的空間の創出を検討し、もって今後の基本設計等への反映を図る ことを目的とするものです。

上記を念頭に、「まちづくり広場」が、従来の公共施設の概念にとらわれない新鮮味に あふれ、多様な人が集いたくなる明るく楽しい空間となる提案を求めるため、本業務の 履行に最も適した受託候補者を選定するためのプロポーザルを実施します。

2.委託業務全体の概要

(1) 業務名

名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託

(2) 履行期限

契約締結の日(令和1年12月上旬予定)から令和2年3月31日まで

(3) 業務委託費の上限額

6,000,000 円 (税込)

(4) 業務内容

名古屋都市センターまちづくり広場の改修における調査検討業務

※ 詳細は、別添「名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託 特記仕 様書(案)」(以下「業務委託仕様書(案)」といいます。) にてご確認ください。

3.プロポーザルの概要

(1) 応募資格

法人その他の団体であって、次の要件を満たしていること。

- ア 名古屋市内に本店、支店又は営業所を有し、かつ当該支店若しくは営業所等に おいて、公社との契約締結の権限を有する代理人を置いていること。
- イ 平成 30 年度及び令和元年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに、申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理」の競争入 札資格を有すると認定され、登録されていること。又は、建築士事務所登録がされていること。
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にないこと。
- カ 平成 21 年 4 月 1 日以降、契約締結日までに、本業務と同様な展示施設又は 交流施設の設計業務を 350 ㎡以上の施設で元請として完了した実績があること。
- キ 宗教活動や政治活動などを主たる目的とする団体でないこと。

(2) 対象箇所

本プロポーザルでは、11階「まちづくり広場」全体を対象箇所とします。

※ 対象箇所の詳細については、(3) 配布資料中、②業務委託仕様書(案)及び③平面 図データを参照してください。

(3) 配布資料

本プロポーザルの参加者(以下「参加事業者」といいます。)には、以下の資料を配布します。なお、下記①~②については、公益財団法人名古屋まちづくり公社のホームページ(http://www.nup.or.jp/)または名古屋都市センターのホームページ(http://www.nup.or.jp/nui/)よりダウンロードし、下記③~⑤については、電話又は電子メールでお申し込みの上、電子メールにて配布します。

- ①名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託プロポーザル実施要領
- ②名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託 特記仕様書(案)
- ③名古屋都市センターまちづくり広場平面図データ
- ④提出書類用様式(様式 1~4)
- ⑤質問票(様式5)

(4) 質問の受付と回答

本業務委託又は本プロポーザルに関し質問がある場合は、質問票(様式 5)に必要事項を記載の上、令和 1 年 10 月 16 日(水)から令和 1 年 11 月 1 日(金)までの間に、電子メールにて送信してください。期間内に受付した質問については、質問者あてに電子メールにて回答させていただくほか、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、当センターHPに回答を掲載します。

なお、仕様の補足等が掲載されることもあるため、質問及び回答については、事業 提案書の提出前に当センターHPにて必ず確認してください。

※ 質問票の送付先:(13)提出先/お問合せ先に同じ

(5) 提出書類

参加事業者は、令和1年11月15日(金)17時必着で、以下の①~⑩の書類を郵送 (書留郵便に限る)又は持参にて6部(正本1部(①~⑩)、副本5部(②~⑤)) 提出してください。なお、提出書類は、日本語で作成の上、A4判縦長左綴じにて作成 してください。

- ①事業提案申込書(様式1)
- ②業務実績(様式2)
- ③業務実施体制/担当者経歴(様式3)
- ④事業提案書(様式 4-1、4-2)
 - ※ 副本(5部)はすべてクリップ留めとし、事業者名が特定できるような表示や 表現は行わないでください。
- ⑤見積書及び内訳書(様式は自由)
- ⑥会社概要パンフレット
- ⑦事業提案書類電子データ(上記①~⑤: すべて PDF 形式) ※ 電子データは、CD-ROM 等の電磁的記録媒体に保存し提出してください。
- ⑧建築士事務所登録証(写し可)
- ⑨法人の登記事項証明書(発行後3ヶ月以内のもの)(写し可)
- ⑩決算書類(直近3年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書)
- ※ 上記①~⑩の提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合並びに虚偽の記載をした場合は無効とします。
- ※ 上記⑧~⑩の提出書類は、名古屋市の有資格者登録が未登録の場合のみ必要です。

(6) ヒアリング審査(審査委員会)

提出書類が受理されたすべての参加事業者に対し、令和1年11月25日(月)に個別のヒアリング審査を行います。ヒアリング審査の結果、最も優れている参加事業

- 者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行います。
- ※ 提出された事業提案書等について、参加資格の確認及び(7)審査基準に従い審査 を行います。
- ※ 各参加事業者は、提案内容のプレゼンテーション (20 分程度)及び質疑応答 (10 分程度)を行っていただきます。なお、プレゼンテーションの際 PC を用いる場合は、参加事業者が持参してください。(プロジェクター/スクリーンは用意します。)
- ※ ヒアリング審査の時間と場所は、決定次第追って連絡します。
- ※ 参加者が多数の場合は、ヒアリング審査の前に、書類審査を実施し、ヒアリング審査への参加者を選抜させていただく場合があります。(決定次第連絡します。)
- ※ ヒアリングの出席者は3名以内とし、ヒアリング当日の資料は、事前に提出された 事業提案書の内容に限定するものとします。

(7) 審査基準

提出書類及びヒアリング審査の内容に基づき、以下の基準にて審査します。

審査項目	審査ポイント		評価点
	・人材交流施設や展示施設の調査及び活用検討等に関す		
①業務実績	るコンサルティング業務など、本業務と同種・類似し		20
①未伤天 <u>限</u>	た業務の履行実績があるか		20
	・実績の内容・成果が本業務にふさわしいもの	のか	
	・事業実施に係る専門知識を有する担当者の配置や人員		
	などの実施体制は適切か		
②業務実施体制	・当公社の要望等に迅速柔軟に対応できるか		20
	・業務内容を有効かつ効率的に遂行できる実施体制であ		
	るか		
	・提案内容は多様な可能性を考慮しているか	テーマ I	25
③事業提案内容	・課題となるポイントを的確に捉えているか	テーマⅡ	35
	・実現性があるか	, \ II	33
合計			100

事業提案書	テーマ I	記念館として次世代に過去の偉業を分かりやすく伝えつつ、
		新しい情報を発信し続ける施設を目指すために配慮すべき
		点を挙げ、それに対する提案をしてください。
	テーマII	金山地区において多様な人が集い、新たな交流が生まれ育ま
		れる場(サードプレイス)を目指すために配慮すべき点(運
		営方法含む。)を挙げ、それに対する提案をしてください。

※ 参加事業者の順位の決定方法について

- ア 審査委員 1 名あたり 100 点満点、合計 300 点満点で、各審査委員の採点の合計点で 180 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た参加事業者の中から合計点が最も 高い参加事業者を契約候補者とします。
- イ 合計点が同点になった場合は、次の方法により順位を決定します。
 - (ア) 評価項目③テーマⅡの点が高い参加事業者を上位とします。
 - (イ)(ア)も同点の場合は、委員長が順位を決定します。

【参考:配点】

審査項目	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
1 • 2	20	16	12	8	4
3- I	25	20	15	10	5
③ – II	35	28	21	14	7

(8) 審査委員

事業提案書の評価は、次に掲げる「名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検 討業務委託事業者審査委員」が行います。

委員長 平尾 高之((公財) 名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター参事)

委員 厚味 隆((公財) 名古屋まちづくり公社 総務部総務課長)

委員 野口 知愛((公財)名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター企画課長)

(9) 審査結果の通知

審査委員会は非公開で開催し、審査結果と審査講評を令和 1 年 12 月上旬に各参加 事業者に対し電子メールにて通知させていただきます。

(10) 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とさせていただきます。なお、本実施要領に示した参加資格があることを確認された場合であっても、契約候補者選定までの間に 当該参加資格を有しないこととなった場合は失格となります。

- ①本実施要領に示した参加資格を有していない場合
- ②提案内容等に虚偽の記載があった場合
- ③提案に際し不正な行為を行った場合
- ④本要領や提出方法、提出期限等を遵守しない場合
- ⑤本業務又はプロポーザルの進行に対し著しく阻害する行為がみられた場合
- ⑥審査員に対し、審査に係る接触の事実が認められた場合

(11) その他注意事項

- ・プロポーザル参加に係る費用は、すべて参加事業者負担とさせていただきます。
- ・書類提出後の追加又は修正はできません。また、提出された事業提案書等の返却は 致しかねます。なお、提出された事業提案書等は、本プロポーザルにおける契約候 補者の選定以外の目的では使用しません。
- ・参加事業者から本実施要領に基づき提出された事業提案書等の著作権は、参加事業者に帰属しますが、採用した事業提案書等の著作権につきましては、(公財)名古屋まちづくり公社に帰属するものとします。なお、事業提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加事業者が負うものとします。
- ・公社から提供する実施要領、資料等は、事業提案書作成のために利用する以外での 利用はできません。
- ・提出後に辞退される場合は、必ず文書(様式任意)により届け出てください。

(12) 選定スケジュール

②質問提出期限 令和1年11月1日(金)

③事業提案書等の提出期限 令和1年11月15日(金)17時必着

⑤審査結果の通知 令和1年12月上旬

(スケジュールイメージ)



(13) 提出先/お問合せ先

(5)提出書類を持参提出される場合は、電話予約の上お越しください。

公益財団法人名古屋まちづくり公社

名古屋都市センター 企画課

担 当:井上、青山

住 所:〒460-0023 名古屋市中区金山町一丁目1番1号(金山南ビル13階)

電 話:052-678-2208 (月~金:9時から17時まで) ※祝日を除く

E-mail: main@nup.or.jp

名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託 特記仕様書(案)

(適用範囲)

第 I 条 本仕様書は、公益財団法人名古屋まちづくり公社(以下「発注者」という。)の施行する「名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務」(以下「本業務」という。)に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、名古屋都市センターまちづくり広場(以下「広場」という。)において 令和3年度に実施予定の特定天井工事に併せた改修整備にあたり、まちづくりに関わる 多様な人が集い、新たな交流が生まれる空間となるよう、快適かつ機能的な空間の創出 を検討し、もって今後のデザイン設計等への反映を図ることを目的とする。

(業務概要)

- 第3条 本業務の概要は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 要件整理(法的制限、構造制限、設備制限等)
 - (2) 広場の状況整理(マーケット分析)
 - (3) 空間コンセプトの企画提案
 - (4) 業態モデル等の企画提案
 - (5) ゾーニング計画及びイメージ図の作成
 - (6) 事業スケジュールの検討・調整
 - (7) その他、本業務において必要となる事項
- 2 広場の概要は次のとおりとする。

名称	まちづくり広場
所在地	名古屋市中区金山町一丁目 番 号(金山南ビル 階)
床面積	約 I, I30 ㎡
配置区分	一ナー、男子/女子/多目的トイレ
	※別紙参照

3 受注者は、第 | 項に規定する業務を実施するにあたり、発注者とのワークセッションを 密に行い、発注者の意向を掘り下げ、常に確認に努めるものとする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、契約締結の日から令和2年3月31日までとする。

(推進体制)

- 第5条 本業務の委託を受けた者(以下「受注者」という。)は、本業務実施にあたっては、 十分な経験、技術及び調整能力を有する技術者(受注者が直接雇用するもの(系列会社 含む)に限る。)を従事させる。
- 2 受注者は、本業務の遂行に先立ち、発注者に、技術者及び本業務に携わる者の所属、

氏名、実務経験、本業務における役割、連絡先等を報告するものとする。

(工程管理)

- 第6条 受注者は、この契約締結後、10日以内に業務日程表を作成の上、発注者に提出するものとする。
- 2 受注者は、適正な工程管理を行い、発注者から本業務の進捗状況の報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(貸与品及び貸与資料の取扱い)

- 第7条 発注者は、本業務を履行するにあたり必要が生じた場合には、別途受注者と協議 の上、業務実施に必要な資料及び電子データ等を受注者に貸与できるものとする。
- 2 受注者は、貸与を受けた資料及び電子データ等を本業務の実施以外に使用してはならない。
- 3 受注者は、貸与を受けた資料及び電子データ等の貸与を受けた際には貸与品受領書を、 資料及び電子データ等を返還する際は貸与品返還届を発注者に提出するものとする。

(成果品のかし担保責任)

第8条 成果品の納入後 12 ヵ月間を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合、受注者は、受注者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正しなければならない。

(要件整理)

第9条 受注者は、広場の改修整備を実施する上で前提となる法的制限、構造制限、設備制限等の要件を整理し、取りまとめるものとする。

(広場の状況整理)

第 10 条 受注者は、広場の現在の状況(利用者の属性(性別、年齢、所属など)や利用内容(区分、時間帯など)の掘り下げなど)や、競合施設との比較状況などについてマーケティング分析を行い、取りまとめるものとする。

(空間コンセプトの企画提案)

第 II 条 受注者は、第 9 条及び第 IO 条の内容を踏まえながら、「まちづくりに関わる多様な人が集い、新たな交流が生まれる空間」を目指す広場に最適な空間コンセプトについて複数提案するものとする。

(業態モデル等の企画提案)

第12条 受注者は、前条で提案した空間コンセプトをもとに、想定される業態モデル及び 広場全体の運営スキームについて複数企画提案するものとする。なお、それぞれの提案 の実現にあたって必要となるスケジュールを想定したうえで、得失比較について整理す る。得失比較については次の事項について検討するものとする。

- ・コスト面、収益面
- ・サービス面、管理運営面
- ・人材交流やまちづくりへの貢献

(ゾーニング計画及びイメージ図の作成)

第 13 条 受注者は、第 11 条及び第 12 条にて提案した空間コンセプトと業態モデルを実現するゾーニング計画を作成するものとする。併せて、各ゾーンのイメージ図を作成するものとする。

(事業スケジュールの検討・調整)

第 14 条 受注者は、第 9 条から第 13 条までの規定を踏まえ、広場の事業スケジュールを 検討、調整するものとする。なお、当該検討等を行うにあたり、令和 3 年度に実施予定 の特定天井工事(別途発注)の施工スケジュールも加味すること。

(その他事項)

第 15 条 受注者は、発注者と密に検討の上、第 9 条から第 14 条までの規定を踏まえ、本業務の遂行のために必要となる事項(概算費用やテナント事業者選定方式など)について提案し、取りまとめるものとする。

(報告書の作成)

第 16 条 受注者は、第 9 条から第 15 条の結果について報告書として取りまとめたうえで、成果品として次の通り納品するものとする。

	名 称	媒体	数量	備考
(1)	報告書	印刷物	3 部	A4 (カラー)、チューブファ イル綴じ
(2)	報告書データ	CD-R 等	2枚	
(3)	その他発注者指示に よるもの	※別途指示	※別途指示	

- 2 上記報告書とは別に、発注者の指示に応じ、指示があった時点での報告書を取りまとめ、 提出すること。
- 3 成果品の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)は、無償で発注者に帰属させるものとする。
- 4 発注者の承諾を得た場合を除き、受注者は成果品をいかなるものにも利用してはならない。
- 5 成果品の引渡場所は、名古屋都市センター(中区金山町 I-I-I(金山南ビル 13 階))と する。

(再委託の禁止)

第 17 条 受注者は、受託業務を第三者に委託することはできない。ただし、発注者と協議 の上で行わせる業務を除くものとする。

(発注者の免責事項)

第 18 条 受注者の事情により、本業務の運営ができなくなった場合においても、それまで に支出した費用については、発注者は補償しないものとする。

(業務の継続が困難となった場合の措置)

- 第 19 条 受注者の責めに帰すべき事由により、業務運営の継続が困難になった場合は、 発注者は契約を解除することができるものとする。その場合、発注者に生じた損害は、 受注者が負担するものとする。
- 2 不可抗力等、発注者及び受注者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の 運営の継続が困難になった場合は、業務継続の可否について協議するものとする。一定 期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより、契約を 解除することができるものとする。

(契約の解除)

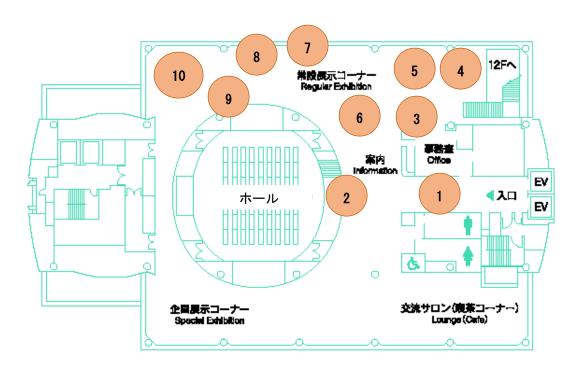
- 第 20 条 業務委託期間中であっても、次の(I) ~ (3) に該当すると認められるときは、 発注者は契約を解除することができるものとする。
 - (1) 受注者が本契約に違反したと認められるとき。
 - (2) 受注者が本契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (3) 業務内容の大幅な変更等があったとき。

(その他)

- 第21条 本業務の実施にあたっては、発注者との連絡を密にするように努め、十分な協議 を行い、本業務を効率的に進められるように留意すること。
- 2 受注者は、本仕様書に記載のないもの等、本業務について疑義がある場合は、関係法令等に従い、発注者の指示に従うものとする。

11 階まちづくり広場 施設概要

【配置図】



【配置図】

場所	名古屋市中区金山町 1-1-1 金山南ビル 11 階(地上 45m)
開館時間等	<開館時間> 火〜金曜日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

●常設展示コーナー

目的	名古屋のまちの歴史と今を紹介しながら、21 世紀の新しい名古屋のまちづくりを 考える機会を提供するための展示を行う。
展示件数	10件(上記「配置図」①~⑩)
禁止事項	飲食、喫煙、その他周囲に迷惑、危険をおよぼすおそれがあること



①みちから見た都市の風景 展示コーナーへの導入としてエントランスの両側に映像ウォールを配置。 久屋大通、広小路通、堀川など名古屋のまちづくりにとって大きな役割を果たした「みち」や「かわ」を体感します。



②世界の都市と名古屋 レリーフと写真で、名古屋と世界6大 陸の代表都市の骨格を表現するとと もに、都市への興味を喚起します。

展示内容



③ミニ展示

名古屋・金山周辺の歴史をさかのぼる 遺跡に関しての紹介をしています。



④ボストン美術館の足跡

平成 30 年度まで当センターと同じビル内で運営していた「名古屋ボストン美術館」より寄贈を受けた資料等を展示しています。



⑤金山地域における歴史およびま ちづくりの紹介

今後のまちづくりが期待される金山 地域に焦点を当て、地域の歴史やま ちづくりの取り組みを紹介していま す。



⑥空から見た名古屋 床面に名古屋市周辺の縮尺

(1/3800) の航空写真を設置。 名古 屋の特徴的な「みち」はもちろん、 自分の住む場所、通う学校などをこ れまで見たこともない鳥の視点で見 ることができます。



7 ISM

地理情報システム (GIS) を活用し、分散している都市計画や減災関連の地図情報を1つに集約し、視覚的に分かりやすく情報提供するシステムです。



⑧都市の案内(名古屋のまちを知ろう)

タッチパネル式の液晶ディスプレイ を2台設置。 自分で操作し映像を切 り替えながら名古屋の都市形成の歴 史や魅力、市民によるまちづくり情 報などを知ることができます。



⑨都市の歴史(名古屋のまちづく りの歴史)

グラフィックパネルを設置。 熱田の 宮の形成から、清州越を経て、現在 まで続くまちづくりの歴史の概略を 豊富なグラフィックで紹介します。



⑩都市の模型

名古屋都心部の精巧な模型 (1/1000)を設置。 模型上部に設置 したカメラによって液晶ディスプレ イに映像を映し出し、主要な建物等 の詳細情報を知ることもできます。

●企画展示コーナー

目的	まちづくりへの関心を高め、名古屋のまちに愛着を持つきっかけづくりとなるよう、年間を通じ、まちづくりを様々な角度からとらえた企画展示を行う。展示内容は都市センターが企画する場合と、他団体に貸し出して企画させる場合がある。
面積	約 200 ㎡(約 25m×約 8m)、天井高さ:約 7.9m
禁止事項	物品の陳列や販売、飲食、喫煙、その他周囲に迷惑、危険をおよぼすおそれがある こと



東から西を望む



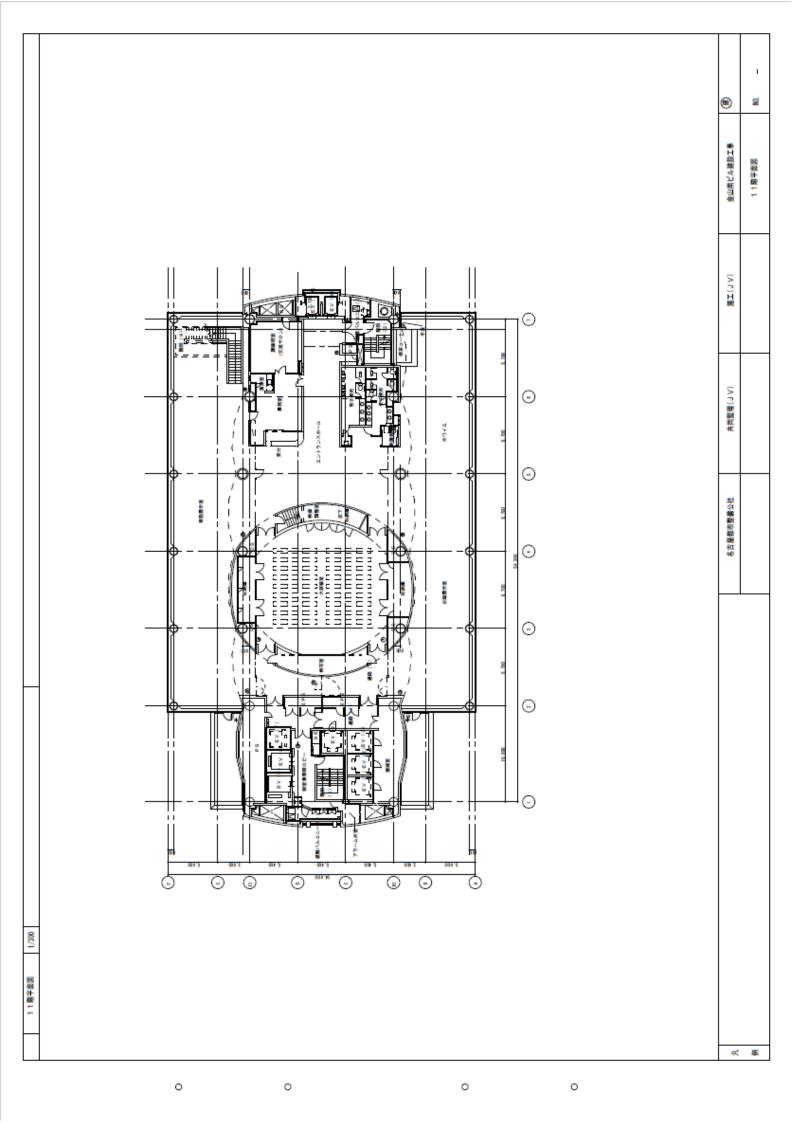
西から東を望む

●喫茶コーナー(交流サロン)

目的	来館者が気軽に立ち寄り、くつろぎながらまちづくりについて語らうことができ るよう、飲食提供を行う。
面積	面積:約 150 ㎡(約 18.75m×約 8m)、天井高さ:約 7.9 m
禁止事項	・火気使用不可(調理機能及び換気機能なし) ・アルコール類の提供不可
営業時間	<営業時間> 火〜金曜日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



西から東を望む



年 月 日

(あて先)

公益財団法人名古屋まちづくり公社

(提出者)

所在地:

商号又は名称:

代表者

役職・氏名: ⑩

事業提案申込書

弊社は、プロポーザル案件「名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託」 の募集について、実施要領及び業務委託仕様書(案)の内容を承諾した上で、参加を表明 するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【連絡担当者】

部署名:

フリガナ 氏 名:

電 話:

E-mail:

F A X:

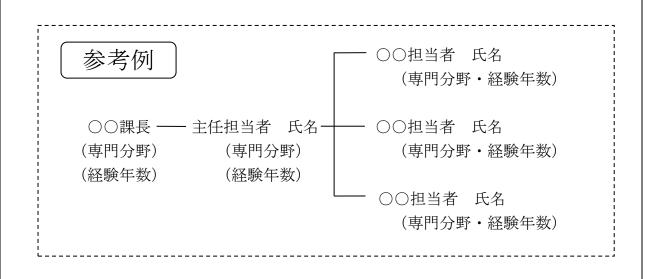
業務実績

件 名	
委 託 者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	
件 名	
委 託 者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	
件 名	
委 託 者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	

- ※ 平成21年度以降の同種、類似した業務実績を記入して下さい。
- ※ 記載する業務実績は、最大3件までとします。
- ※ 上記に記載した内容が確認できる書類(契約書の写し、受注証明書等)を正本(1 部) に添付してください。
- ※ 用紙が不足する場合は、適宜追加してください。

業務実施体制/担当者経歴

- ※ 本業務を行う場合の実施体制について具体的に提案してください。また、担当者の 経歴について記載してください。
- ※ 文章のほか、必要に応じ、イラストや写真等を用いても構いません。



事業提案書

争未灰余音		
	記念館として次世代に過去の偉業を分かりやすく伝えつつ、新しい	
テーマ I	情報を発信し続ける施設を目指すために配慮すべき点を挙げ、それ	
	に対する提案をしてください。	
※ 文章のほか、必要	要に応じ、イラストや写真等を用いても構いません。	

[※] 用紙が不足する場合は、適宜追加してください。

事業提案書

	金山地区において多様な人が集い、新たな交流が生まれ育まれる場
テーマ II	(サードプレイス)を目指すために配慮すべき点(運営方法含む。)
	を挙げ、それに対する提案をしてください。
※ 文音のほか 必要	Eに応じ、イラストや写真等を用いても構いません。
八八十四個八九里	文1-/2-0(177/11 (15円 & 170)

[※] 用紙が不足する場合は、適宜追加してください。

年 月 日

(あて先)

公益財団法人名古屋まちづくり公社

名古屋都市センター 企画課

E-mail: main@nup.or.jp

質問票

(プロポーザル案件「名古屋都市センターまちづくり広場改修調査検討業務委託」)

下記のとおり質問いたします。

項目	(書類名称、ページ、項目など)
内容	

注1:質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

注2: 開封確認等で着信を確認してください。

【質問者】

所在地:

商号又は名称:

部署名:

フリガナ 氏 名:

電 話:

E-mail: